

少年法等の一部を改正する法律案の概要

背景

- 平成19年5月 日本国憲法の改正手続に関する法律〔投票権年齢を18歳以上とする〕
- 平成27年6月 公職選挙法等の一部を改正する法律〔選挙権年齢を18歳に引下げ〕
附則第11条 国は、国民投票(略)の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、…民法…、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 平成30年6月 民法の一部を改正する法律〔成年年齢を18歳に引下げ〕 【令和4年4月1日施行】

検討経過

- 平成29年2月 法制審議会に諮問【部会を29回、3つの分科会を合計29回開催】
- 令和2年10月 答申【総会・全会一致】

法律案の概要

18歳及び19歳の者の位置付け

選挙権を有し、民法上の成年となる一方、成長途上にあり、可塑性を有する存在

- 少年法の適用対象としつつ、その適用において特例規定を整備する。
【少年法第5章（特定少年の特例）】

特定少年の取扱い

① 家庭裁判所への送致

犯罪の嫌疑がある限り、全件を家庭裁判所へ送致する。 【少年法第42条】

② 原則逆送の対象事件

原則逆送の対象に「死刑、無期又は短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件」を追加する。
【少年法第62条第2項】

③ 家庭裁判所の保護処分

家庭裁判所の保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲で行い、「ぐ犯」は対象から除外する。
【少年法第64条・第65条第1項】

④ 刑事事件の特例

検察官送致（逆送）決定後は、原則として、刑事事件の特例に関する規定を適用しない。
【少年法第67条】

⑤ 推知報道の禁止

起訴（公判請求）された場合には、推知報道の禁止を解除する。
【少年法第68条】

⑥ 関係法令の整備

更生保護法、少年院法等の関係法律について、所要の整備を行う。

検討条項

施行後5年を経過後、施行状況、社会情勢・国民意識の変化等を踏まえ、罪を犯した18歳及び19歳の者に係る事件の手続・処分・処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があるときは、所要の措置を講ずる。
【附則第8条】